

Yoshino Consulting Office

社会保険労務士 ファイナンシャルプランナー (CFP)

代表 吉野 達郎

〒400-0047 山梨県甲府市徳行 5-11-11

<http://www.yoshino-consult.com> E-mail: info@yoshino-consult.com

給与規程のサンプル

第4章 昇給

(昇給の時期)

第23条 昇給は原則として、毎年4月に行う。

(年齢給の昇給)

第24条 年齢給は、本年4月1日現在の金額に引き上げる。

(職能給の昇給)

第25条 職能給の昇給は、過去1年間の勤務態度及び勤務成績等を評価して行う。

2. 昇給の額は人事考課の結果に応じ、次のとおりとする。

- (1) S 評価 S ランク 1 号俸昇給
- (2) A 評価 A ランク 1 号俸昇給
- (3) B 評価 B ランク 1 号俸昇給
- (4) C 評価 C ランク 1 号俸昇給
- (5) D 評価 D ランク 1 号俸昇給

(昇格昇給)

第26条 正社員が上位の資格等級に昇格したときは、昇格昇給を行う。なお昇格昇給額は、別表4の区分による。

2. 昇格後の号俸の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 昇格直前のランク及び号俸に対応する職能給に昇格昇給額を加算した金額の職能給が昇格後の等級・B ランク内にあるときは、その額に対応する号俸
- (2) 昇格直前のランク及び号俸に対応する職能給に昇格昇給額を加算した金額の職能給が昇格後の等級・B ランク内にはないときは、その額の直近上位の額に対応する B ランク号俸